

# マカティ領事出張サービス(5月26日(土))のお知らせ

## 在フィリピン日本国大使館

当館では、マカティ市周辺に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、5月26日(土)、マニラ日本人会の協力を得て、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。是非この機会に当館の領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。同会会員でない方もご利用ください。

なお、領事出張サービス実施の主要目的の一つは在外選挙登録の促進です。来年夏までには、衆議院・参議院の選挙がそれぞれ実施されますので、まだ在外選挙登録がお済みでない方は、この領事出張サービスを利用して登録申請してください。

1. 日時:	2012年5月26日(土) 09:00~13:00
2. 場所:	マニラ日本人会事務所(22階大会議室) マカティ市サルセド・ビレッジ・ヒルプヤット(旧ブエンディア)通り312番地 「 <b>トライデント・タワー</b> 」 <b>22階</b> 22/F, Trident Tower, 312 Sen Gil Puyat Avenue, Salcedo Village, Makati City (旧ブエンディア通り沿いで、RCBCプラザの近くの高層ビル。隣は高層ビル建設中です。) 【当日の連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:(02)810-7909 (マニラ日本人会)
3. 取扱 業務:	(1) <b>在外選挙の申請</b> 海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院・参議院の比例区・(小)選挙区の選挙、それらの補欠選挙、再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。 申請のためには、本人確認のため <b>日本国旅券の提示</b> が必要です。 (旅券が提示できない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した <b>顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証(ACR)、外国人雇用許可証(AEP)等)</b> をお持ちください。)

	<p>なお、同居家族(日本国籍)による<b>代理申請の場合の必要書類</b>は以下をご覧ください。  <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/registration%20for%20overseas%20election.htm#9">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/registration%20for%20overseas%20election.htm#9</a></p> <p>(2) <b>在留届、変更届及び帰国届の届出</b></p> <p>外国に住所又は居所を定めて<u>3ヶ月以上滞在</u>される全ての日本人の方は、旅券法により、<b>在留届の提出</b>が義務づけられています。</p> <p>また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に<b>変更</b>の生じた方は<b>変更届</b>、<u>帰国予定</u>の方は<b>帰国届</b>の提出が必要です。</p> <p>(3) <b>旅券の申請、交付</b></p> <p>当日、旅券の<b>申請</b>をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。</p> <p>当日、旅券の<b>交付</b>を受ける方は、<b>5月21日(月)までに</b>当館で事前申請していただく必要があります。(今回の出張サービスで<b>交付を希望する</b>旨忘れずにお知らせください。)</p> <p>(4) <b>(運転免許証、在留、署名、婚姻要件具備、出生、婚姻等)各種証明書の申請、交付</b></p> <p>当日、証明書の申請をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。</p> <p>当日、証明書の交付を受ける方は、<b>5月24日(木)までに</b>当館で事前申請していただく必要があります。(今回の出張サービスで<b>交付を希望する</b>旨忘れずにお知らせください。)</p> <p>(5) <b>(出生届、婚姻届、認知届等の)戸籍関係の届出、国籍関係の届出</b></p> <p>(6) <b>その他各種相談</b></p> <p>大使館からのお知らせ(メールマガジン)の読者登録等。</p>
<p><b>4. 届出・申請時の必要書類等:</b></p>	<p>以下当館ホームページをご覧ください。</p> <p>(1) 旅券           <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_ppt.htm">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_ppt.htm</a></p> <p>(2) 各種証明   <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_cert.htm">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_cert.htm</a></p> <p>(3) 戸籍           <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_koseki.htm">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_koseki.htm</a></p> <p>(4) 国籍           <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_kokuseki.htm">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_kokuseki.htm</a></p>

<p>5. 注意点:</p>	<p>(1)届出・申請・交付の方は、本人確認のため<b>日本国旅券</b>を持参ください。          なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した<b>顔写真付きの身分証明書</b>(運転免許証、外国人登録証(ACR)、外国人雇用許可証(AEP)等)を必ずお持ちください。          (2)旅券、証明書の<b>手数料</b>は、以下のとおりです。  <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular%20fees%202012.pdf">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular%20fees%202012.pdf</a>          現金(ペソ)のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は<b>釣り銭が要らないよう予めご用意ください</b>。</p>
<p>6. 問い合わせ先:</p>	<p>在フィリピン日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当  <b>【代表電話】</b> 02-551-5710 (内線 1413、1407、1408)  <b>【領事班直通電話】</b> 02-834-7508 (平日 08:30~12:30、13:30~17:15)  <b>【F A X】</b> 02-551-5785 <b>【電子メール】</b> <a href="mailto:ryoji@ma.mofa.go.jp">ryoji@ma.mofa.go.jp</a>  <b>【所在地】</b> 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila  <b>【郵便物宛先】</b> c/o Embassy of Japan, Consular Section(領事班),          P.O.BOX 414, Pasay Central Post Office, Pasay City, Metro Manila</p>